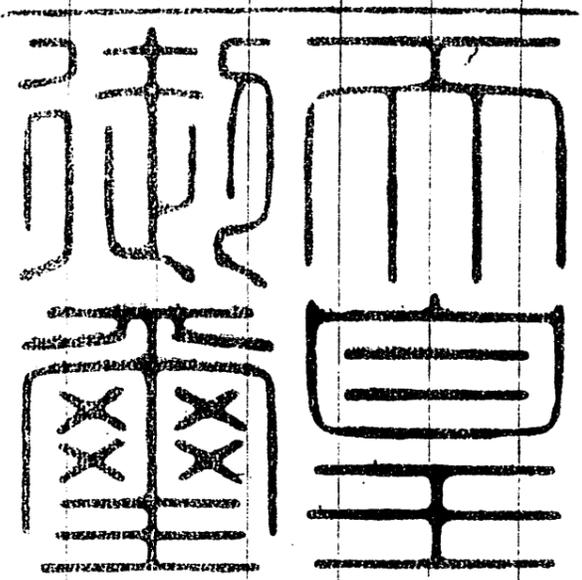


條約第十二號

朕樞密顧問諮詢ヲ經テ昭和八年十月十四日「マニラ」ニ於テ帝國全權
委員ガ「フィリピン」國全權委員ト共ニ署名調印シタル日本國「フィリ
ピン」國間同盟條約ヲ批准シ茲ニ附屬文書ト共ニ之ヲ公布セシム

裕仁



日

月

昭和十八年十月二十日

内閣總理大臣 齋藤 實

陸軍大臣 杉山 元

海軍大臣 嶋田 繁太郎

東條 英機

青木 一男

外務大臣 重光 葵

條約第十二號

日本國「フィリピン」國間同盟條約

大日本帝國天皇陛下及「フィリピン」共和國大統領ハ

日本國ガ「フィリピン」國ヲ獨立國家トシテ承認スルコトニ決シタルニ因リ

兩國相互ニ善隣トシテ其ノ自主獨立ヲ尊重シツツ緊密ニ協力シテ道義ニ基ク大東亞ヲ建設シ以テ世界

全般ノ平和ニ貢獻センコトヲ期シ確乎不動ノ決意ヲ以テ之ガ障害タル一切ノ禍根ヲ芟除センコトヲ欲

シ之ガ爲同盟條約ヲ締結スルコトニ決シ左ノ如ク各其ノ全權委員ヲ任命セリ

大日本帝國天皇陛下

特命全權大使從三位村田省藏

「フィリピン」共和國大統領

國務大臣「クラロロ、エメ、レクト」

右各全權委員ハ互ニ其ノ全權委任狀ヲ示シ之ガ良好妥當ナルヲ認メタル後左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條

締約國間ニハ相互ニ其ノ主權及領土ノ尊重ノ基礎ニ於テ永久ニ善隣友好ノ關係アルベシ

第二條

陸

締約國ハ大東亞戰爭完遂ノ爲政治上、經濟上及軍事上緊密ナル協力ヲ爲スベシ

第三條

締約國ハ大東亞ノ建設ノ爲相互ニ緊密ニ協力スベシ

第四條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ締約國當該官憲間ニ協議決定セラルベシ

第五條

本條約ハ締約國ニ於テ其ノ批准ヲ了シタル日ヨリ實施セラルベシ

第六條

本條約ハ成ルベク速ニ批准セラルベシ批准書ノ交換ハ「マニラ」ニ於テ成ルベク速ニ行ハルベシ

右證據トシテ各全權委員ハ本條約ニ署名調印セリ

昭和十八年十月十四日即チ千九百四十三年十月十四日「マニラ」ニ於テ本書ニ通テ作成ス

村 田 省 藏(印)
クラーク、エム、レクト(印)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル

大日本帝國天皇(御名)此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕昭和十八年十月十四日「マニラ」ニ於テ帝國全權委員ガ「フィ

リピン」國全權委員ト共ニ署名調印シタル日本國「フィリピン」

國間同盟條約ヲ閱覽點檢シ之ヲ嘉納批准ス

神武天皇即位紀元二千六百三年昭和十八年 月 日

ニ於テ親ヲ名ヲ署シ璽ヲ鈐セシム

御 名 國 璽

外務大臣 重 光 葵

御批准
日
記
入
行

